



を超える方々が避難生活を送ることになりました。



家屋被害と流木（福岡県朝倉市）



J R久大線 橋梁流失（大分県日田市）

## 政府の対応

政府としては、九州北部豪雨発生前から、梅雨前線や台風第3号による災害発生のおそれがあったため、7月3日に関係省庁災害警戒会議を開催し政府一体となった警戒態勢を確保するとともに、防災担当大臣から国民の皆様に対し、自らの身を守るため積極的な安全確保を呼びかけました。発災直後からは、関係閣僚会議や関係省庁災害対策会議を連日開催し、被害状況の把握や政府としての対応を共有、確認したほか、松本純前防災担当大臣、及び松本洋平前内閣府副大臣を団長とする政府調査団を被害の

大きかった福岡県、大分県に派遣するとともに、7月12日には安倍総理も被災地の視察を行うなど、政府としても被災状況や被災地の抱える課題を直接把握することに努めました。その上で、人命の救助活動はもとより、福岡県に設置した政府現地連絡調整室に関係省庁から担当職員を派遣し、暑さ対策などの避難所の生活環境整備や、被災地の復旧の妨げとなっている流木を含む災害廃棄物処理の迅速化などの課題に対し、地元自治体と緊密に連携しながら、政府一丸となった対応を実施しました。



朝倉市杷木星丸地区を視察する安倍総理  
（写真：内閣広報室提供）（7月12日）



松本防災担当大臣（当時）と被災された方々との  
意見交換（7月9日）

## 復旧・復興に向けて

本災害では、災害救助法が福岡県朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町、大分県日田市、

中津市に、被災者生活再建支援法が福岡県全市町村及び大分県日田市に適用されました。

このことを受け、政府から現地に内閣府職員を派遣し、災害救助法の活用についての説明会や、住家の被害認定調査及び当該調査結果に基づく罹災証明書の交付についての説明会を開催するとともに、応急仮設住宅の供与や住居の応急修理などの被災者の当面の住まいの確保に向けた支援を行うなど、関係県や被災自治体や被災された方々への支援の実施に努めています。



小此木防災担当大臣による朝倉市の  
応急仮設住宅視察（8月22日）

また、本災害については、今夏の梅雨前線による一連の豪雨災害として8月8日に激甚災害指定の閣議決定を行い、8月10日に政令を公布・施行したところです。甚大な被害を受けた被災自治体が財政面に不安なく、迅速に復旧・復興に取り組めるよう、激甚災害の指定基準に達したものについて、全国的な梅雨明け（8月2日）を待つことなく、7月21日には「指定見込み」を公表しました。

なお、早期の指定見込みの公表にあたり、国が全面的に協力して被害状況調査に取り

組みました。具体的には、国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や災害復旧技術の専門家を被災地に派遣して技術支援を行ったほか、ドローンや航空写真等を活用して被害状況を把握しました。

本災害を含む今夏の梅雨前線豪雨等による激甚災害の指定と適用措置は以下のとおりです。

#### ○激甚災害（本激）の指定と適用措置

- ・全国を対象として、次の措置が適用。
- ①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ②農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

#### ○激甚災害（局激）の指定と適用措置

- ・福岡県朝倉市、朝倉郡東峰村及び田川郡添田町並びに大分県日田市の4市町村を対象として、次の措置が適用。
- ①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ②小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ・福岡県朝倉市及び朝倉郡東峰村の2市村を対象として、次の措置が適用。
- ①中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

### ▶ NPO等との連携・協働

災害時には、技術やノウハウ、災害対応経験を持つNPO等のボランティア団体が被災地に駆けつけ、きめ細やかな被災者支援活動を展開しています。今回の災害にお

いても多くのNPO等が被災地に駆けつけました。

こうしたNPO等との連携・協働を図るため、7月9日に福岡県庁にて、JVOD（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）主催の、行政とNPO等との情報共有会議が開催されました。この会議には、NPO関係者約50名のほか、福岡県、内閣府等が参加し、災害ボランティアセンターの開設状況、物資等のニーズ把握、各避難所での活動報告等の情報共有を定期的に行う場が構築されました。

これをきっかけに、12日より朝倉市にて「平成29年7月九州北部豪雨支援者情報共有会議」が毎晩開催されることとなり、JVOD、20団体程度のNPO等ボランティア団体、福岡県、朝倉市、社会福祉協議会、内閣府等が参加し、活動地域・活動内容の報告・調整、相互に補完できる業務の調整が行われました。内閣府は、NPO等と県との連携・協働を図るため、県等と調整を行いました。

NPO等による災害対応の活動は、避難所での支援、家屋や農地などの土砂・流木の撤去、在宅避難者（避難所外の被災者）への支援、仮設住宅・みなし仮設住宅への支援など多岐にわたり、食料や物資支援、子どもや高齢者の支援なども行われました。NPO等の中には、過去の災害での支援実績が豊富で支援ノウハウを有しているところも多くあり、それぞれの強みを生かした活動が行われました。

情報共有会議では、多くの課題も出されました。避難所における、食事環境の改善

（食事スペース、自主的な炊き出しの促進、弁当数の調整）、寝床の改善（布団、マット、段ボールベッド等の活用、衛生環境の改善）、子どもの遊び場づくり（プレーパーク）、シャワー・着替え場所などの設置といった課題や、被災家屋や農地からの土砂・流木の撤去、作業中の熱中症対策といった課題など様々です。情報共有会議の場で、こうした課題解決の道を探る協議も行われ、その結果、さまざまな連携した取組が行われました。



家屋からの泥出しの様子（福岡県朝倉市）

## おわりに

福岡県朝倉市、朝倉郡東峰村では、建設型の応急仮設住宅の一部が完成し、入居が開始されるなど、生活の再建に向けた動きも加速しています。

一方で、本稿執筆時点（9月下旬）でも、未だに50名を超える方々が避難所において不自由な生活を余儀なくされています。

引き続き被災者の住まいの確保や、インフラの復旧、生業の再建など、地域の復興に向けた取組を進めていきます。